

公共的施設へのペレットストーブ設置を補助します！

愛媛県では、公共的施設への木質ペレットを使用したストーブの設置を支援しています。

木質ペレットは、間伐材、製材端材などを原料としており、取扱いが容易で再生可能な木質燃料です。化石燃料の代わりに使うと二酸化炭素の排出量を節減することができます。

そこで、県では環境に優しいクリーンなエネルギーである木質ペレットの普及、利用促進を図るため、展示効果の高い公共的施設において新規にペレットストーブを設置する経費に対して補助を行います。

(この補助事業は、愛媛県森林環境税を活用しています。)

1 公共的施設とは？

学校施設、福祉施設、病院施設、交通施設（鉄道、航空、港湾）、産直市場、商店街のふれあいスペースなど多くの県民が集う場所

2 対象経費、補助率は？

- ・ペレットストーブ設置に係る経費（ペレットストーブ本体、設置に係る経費（煙突、安全確保のための柵設置経費含む））
- ・補助率 1 / 2 以内、上限 250 千円 / 1 台

3 補助金交付対象者

市町長、または県内に本社や事業所等を有し、森林環境税を納税している企業・団体等で公共的施設の管理者並びにその他知事が認めるもの
(民間企業・団体等も対象となります。)

4 平成 24 年度の予定台数

ペレットストーブ 8 台

5 募集期間・申込み等

- ・平成 24 年 9 月 14 日（金）まで **延長中**
(8 台に達しない場合は延長します。)
- ・応募多数の場合は、展示効果の高い（県民の入込者数が多い）施設を優先します。
- ・計画承認申請書（事業実施要領様式第 1 号+別表）を提出してください。



6 留意事項

- ・ストーブの購入・設置は、県の補助金交付決定通知を受けた日以降になります。
- ・平成25年3月までに設置を完了して、県の検査を受けてください。
- ・愛媛県の森林の保全、林業の振興につながりますので、県産ペレットの使用をお願いします。
- ・事業実施要領・補助金交付要綱をよく読んで申し込んでください。

(要領・要綱は、愛媛県ホームページ(「愛媛の林業」で検索・新着情報)からダウンロード及び下記事務所で入手できます。)



愛媛県木質ペレット利活用促進事業実施要領

愛媛県木質ペレット利活用促進事業費補助金交付要綱

7 お問い合わせ・書類提出先

事務所名	所在地・電話番号
四国中央森林林業振興班 (四国中央市)	〒799-0404 四国中央市三島宮川 4 丁目 6-53 Tel : 0896-23-2393
東予地方局森林林業課 (新居浜市・西条市)	〒791-0508 西条市丹原町池田 1611 Tel : 0898-68-7438
今治支局森林林業課 (今治市・上島町)	〒794-8502 今治市旭町 1 丁目 4-9 Tel : 0898-25-2193
中予地方局森林林業課 (松山市・伊予市・東温市・松前町・砥部町)	〒790-8502 松山市北持田町 132 Tel : 089-909-8767
久万高原森林林業課 (久万高原町)	〒791-1201 久万高原町久万町 571-1 Tel : 0892-21-1265
大洲森林林業振興班 (大洲市・内子町)	〒795-8504 大洲市田口甲 425-1 Tel : 0893-24-4131
八幡浜支局森林林業課 (八幡浜市・西予市・伊方町)	〒796-0048 八幡浜市北浜 1 丁目 3-37 Tel : 0894-22-2031
南予地方局森林林業課 (宇和島市・松野町・鬼北町)	〒798-8511 宇和島市天神町 7 番 1 Tel : 0895-22-3163
愛南森林林業振興班 (愛南町)	〒798-4194 南宇和郡愛南町平城 3048 Tel : 0895-72-0931

ペレットストーブを設置する場所を所管する事務所にお問い合わせください。